

● 第 4 章 ●

分野別施策の推進

1 | 女性

(1) 現状と課題

1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機として、5回にわたる世界女性会議における宣言や行動綱領の採択により、全世界的に女性問題への取り組みが進められてきました。

国においては、1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約^{*}」を批准するとともに、戸籍法や民法の一部改正、「男女雇用機会均等法」の制定等の法整備が進められ、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が成立しました。

また、男女の雇用機会の均等や職場での女性差別に関し、性別による差別の禁止を徹底し、男女の均等をより一層推進するため、2006年（平成18年）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の大幅な改正がなされ、2007年（平成19年）に施行されました。

県では、2003年（平成15年）に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」を制定し、当条例の県の男女共同参画社会づくりについての基本的考え方に沿って実践していくための行動計画として、2004年（平成16年）には、「岐阜県男女共同参画計画」（以下、「男女基本計画」という。）を策定しました。2009年（平成21年）には、当初の男女基本計画を継承しつつ、新たな課題への取り組みを反映させた「男女基本計画（第2次）」（計画期間：平成21年度～平成25年度）を策定しました。今後、「男女共同参画に関する県民意識調査」を実施し、その調査結果を2014年度（平成26年度）に改定予定である「男女基本計画」及び「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「DV防止基本計画」という。）へ反映させ、取り組みを進めます。

男女基本計画において、「女性に対する暴力の根絶」を主要課題の一つとして取り組みを進めてきましたが、国において、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されたことから、県としても2006年（平成18年）に「DV防止基本計画」を策定し、男女基本計画と双方で計画的に施策を推進してきました。そして、各施策の検証結果を反映しつつ、これまでの実績を評価し、新たな課題に対応するため、2009年（平成21年）に新たな「DV防止基本計画（第2次）」を策定しました。

また、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を、2002年（平成14年）に「女性相談センター」に、2006年（平成18年）に県振興局（事務所）福祉課に付与し、関係機関との連携のもとに女性に対する相談、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護支援も実施していますが、「配偶者暴力相談支援センター」、市町村福祉担当窓口における配偶者からの暴力

の相談件数は、年々増加傾向にあります。DVは家庭内で行われることから、子どもの心の成長にも悪影響を及ぼすことや、配偶者からだけでなく交際相手からの暴力被害に対する相談もあるため、DV相談の窓口の周知・啓発を行い、被害者の早期発見・保護を促進するとともに、女性に対する暴力の根絶を図るため、普及啓発を充実する必要があります。

「人権に関する県民意識調査」（2012年（平成24年）7月実施。以下同じ。）の結果においては、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が高く、男女平等意識の高揚が望まれています。

（2）施策の方向

女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会の実現」に向けた施策を総合的に推進します。

1) 人権尊重意識の確立と擁護

男女間の不平等感や、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因と言えます。様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

2) 女性に対する暴力の根絶

潜在化しがちな女性に対するあらゆる暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、売買春等）を許さない社会環境づくりのため、各種啓発活動に努めます。また、女性に対する暴力の被害救済のため、相談窓口の周知等、各種広報活動を行います。

3) 男女平等意識の確立と性別役割分担意識の解消

未だ社会生活全般に根強く残っている「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を解消するため、様々な機会や媒体の活用により、啓発活動を進めます。

4) 男女平等を基本とする教育・学習の充実

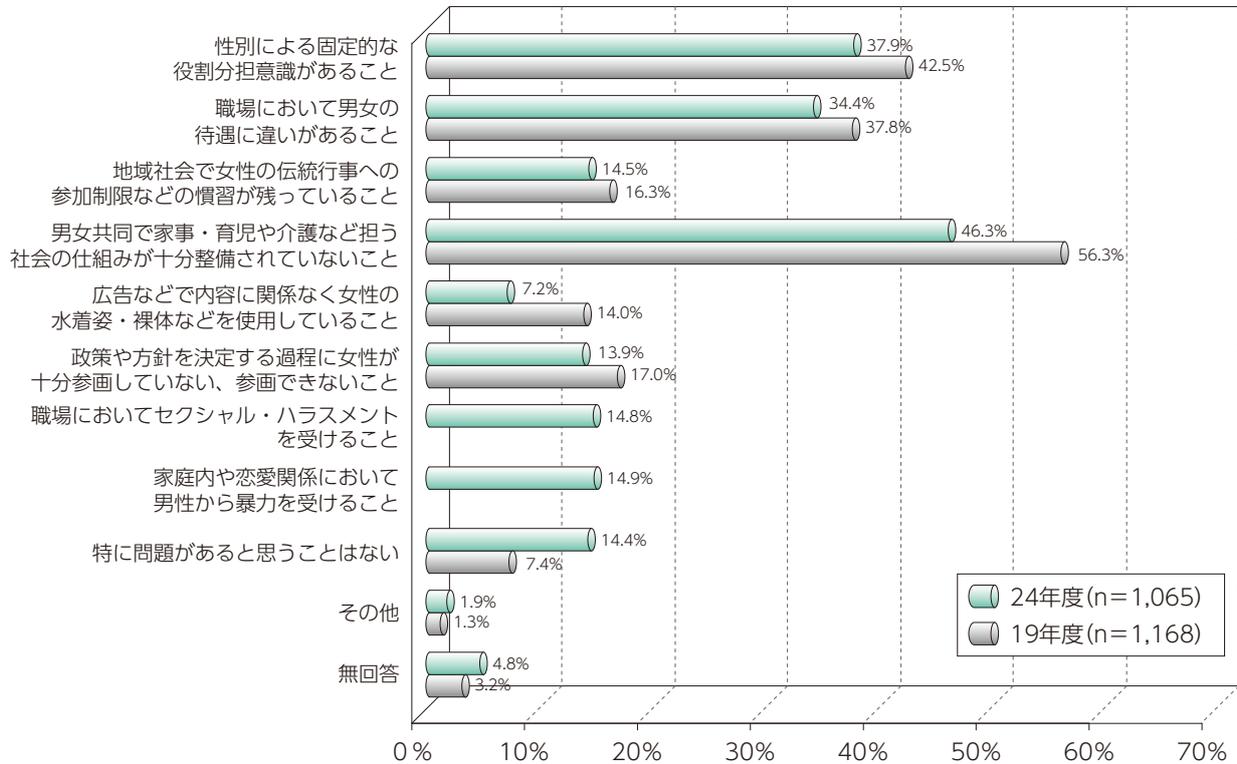
学校教育においては、幼児期から教育活動全体を通じて、性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、生命や個性の尊重を基盤とした男女平等、男女共同参画の見方や考え方を形成する教育の充実に努めます。

具体的には、安易に性別で区別したり、「男のくせに」「女のくせに」といった偏見や男女格差を生み出したりすることがないように努め、子どもたち一人ひとりがその能力を十分に発揮し、お互いを認め合い、共に生きることができる男女平等の考え方がいきわたった教育環境を整えることを大切にしていきます。

また、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間などでの取り組みを充実させ、男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めるとともに様々な職業の社会的役割や意義を理解するなど、望ましい勤労観・職業観を育むことに努めます。

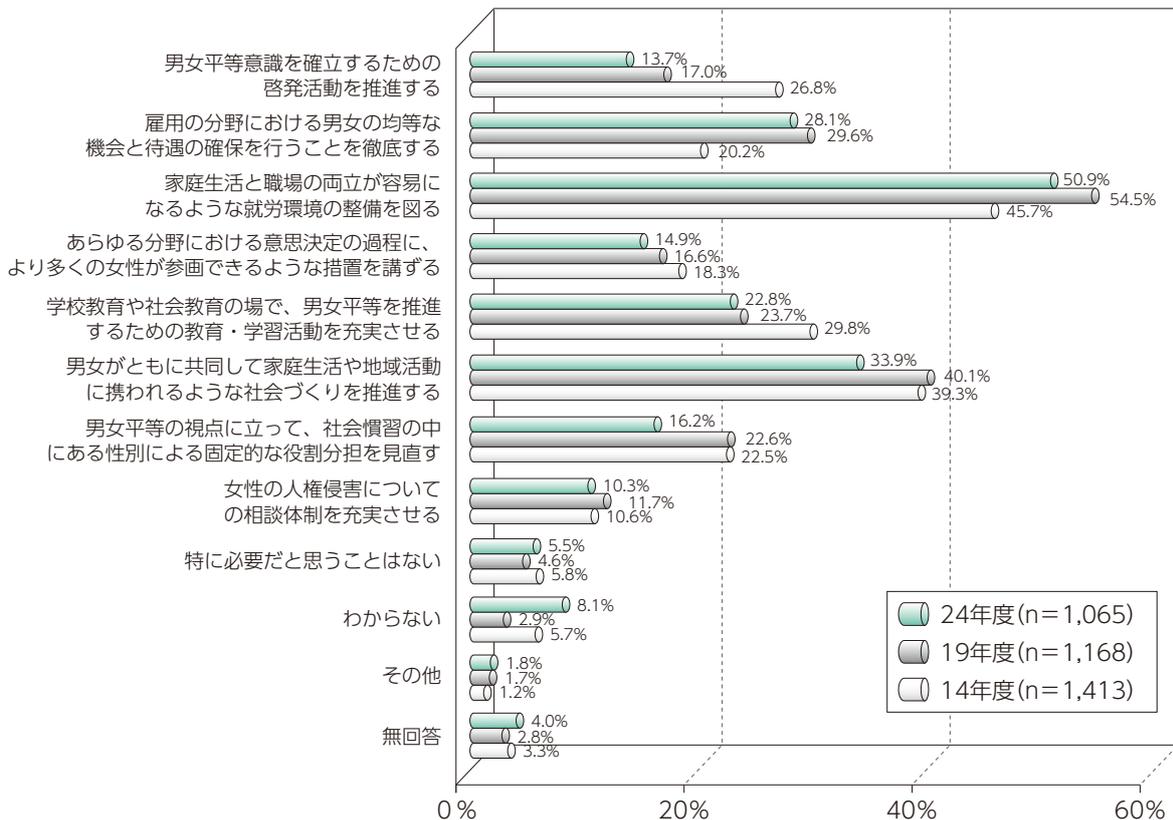
■ 女性の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■ 女性の人権を尊重していくために必要なこと

Q 女性の人権を尊重していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。いじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春等子どもの犯罪被害、氾濫する違法・有害情報に起因した青少年の犯罪被害、インターネットを介した誹謗中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。こうした背景から、2009年（平成21年）4月に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果においても、「子どもの人権問題」への関心は最も高くなっており、多くの方は、「いじめ」や「家庭での虐待」などに問題があるとしています。

このような中、これまであらゆる児童相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、2004年（平成16年）に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、2005年（平成17年）4月1日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。そして2006年度（平成18年度）までに県内全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、各市町村における児童虐待相談への対応を行っています。

また、2008年（平成20年）に、児童福祉施設に入所している児童等に対する養育者（施設職員等）による加害行為から児童を守るため、児童福祉法において、「被措置児童等虐待の防止等」について規定されました。

このような状況の中、2011年度（平成23年度）中に県内の子ども相談センターが対応した児童虐待の相談件数は741件で過去最高となりましたが、増加の要因としては、地域や学校、関係機関の関心や理解が進み、発見や通告がしやすい環境が整ったことや、各圏域や各市町村に設置された関係協議会等を通じて連絡、情報共有が円滑に行われるようになったことが挙げられます。

今後は、県内の児童虐待相談対応件数が増加する中で、子ども相談センターに児童福祉司及び児童心理司を適正に配置し、その資質の向上を図るなど、多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実する必要があります。

全国的には児童が虐待死するなど重篤な事件が後を絶たない中、社会全体でこの問題に対して取り組む意識が必要であり、地域全体で子どもや保護者を見守り、支え、虐待が疑われる場合には関係機関に通報することが求められています。

県では、2007年（平成19年）3月に施行した「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」や「岐阜県少子化対策基本計画」、2011年（平成23年）に策定した「第2次岐阜県青少年健全育成計画」等に基づき、市町村、関係団体等と連携しながら、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを積極的に推進しています。

今後はさらに、家庭、地域社会、学校、行政等がそれぞれの役割を認識し、互いに連携を

しながら、県民一人ひとりの人権を尊重することができる、豊かな心を持った子どもの育成や、子どもの人権が十分に保障される安全・安心で健全な社会環境づくりを推進していく必要があります。

(2) 施策の方向

子どもの人権の尊重及び福祉の増進を目的に、子どもの視点に立って、県民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高めるとともに、行政のみならず地域社会、学校、家庭、企業などが連携を図りながら施策を推進します。

1) 子どもの人権を尊重する啓発活動

県民一人ひとりに子どもの人権尊重の理念の普及や理解の促進を図るため、児童福祉週間を中心にあらゆる機会を通じて、関係機関や団体の協力を得ながら児童の権利に関する条約^{*}、宣言等の趣旨を周知徹底するなど、子どもの人権尊重を目指した啓発活動を推進します。

2) 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、保育所においては、人権を大切に育てる心という観点から、「保育所保育指針」を基本として、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育を実施します。

また、人権を大切に育てる保育を一層推進するため、保育所職員に対する研修を充実します。

3) 児童虐待予防と早期発見、早期対応の推進

2004年(平成16年)に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正され、2005年(平成17年)4月1日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化されました。

そのため、県内の全市町村において「要保護児童対策地域協議会」が設置され、要保護児童についての相談を、より身近な市町村で行える体制が整いました。この相談体制が円滑に機能できるよう、個別ケースへの対応方法や関係機関との連携のあり方等について、積極的に支援します。

また、子ども相談センター24時間虐待通報ダイヤルにより通報や相談を的確に受け付けるとともに、子ども相談センターに児童福祉司を適正に配置するなど、年々多様化・複雑化する児童相談に十分な対応ができるよう体制を充実します。

4) 児童虐待等の被害者(児)への支援

子どもに虐待を加えた保護者及び子どもに対して、家族の再統合を目指すプログラムを実施することにより、子どもが健全に育つことのできる生活環境を確保します。

また、児童養護施設入所児童に対しては、夏休みの一定期間及び週末や学校等の休業期間を利用して、温かい家庭生活が体験できる一般家庭での里親体験事業を行います。

さらに、「身元保証人確保対策事業」等により、施設等退所者が社会的に自立した生活を営むことができるよう引き続き支援します。

5) たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもをはぐくむには、家庭、地域社会、学校、行政等、子どもにかかわる様々な主体が互いに連携しながら、良好な社会環境づくりを進めていく必要があります。

「岐阜県青少年健全育成条例」では、大人による青少年の健全な育成を阻害する行為に係る規制等について定めていますが、規制対象店舗等への立入調査や、違反者に対する取締りにより条例遵守の徹底を図ります。

さらに、青少年の非行・被害防止全国強調月間（毎年7月）や、子ども・若者育成支援強調月間（毎年11月）を通じ、青少年が健全に育つことのできる社会環境づくりへ向けた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係業界に対する働きかけを行うなど、青少年の健全育成に対する気運の醸成を図ります。

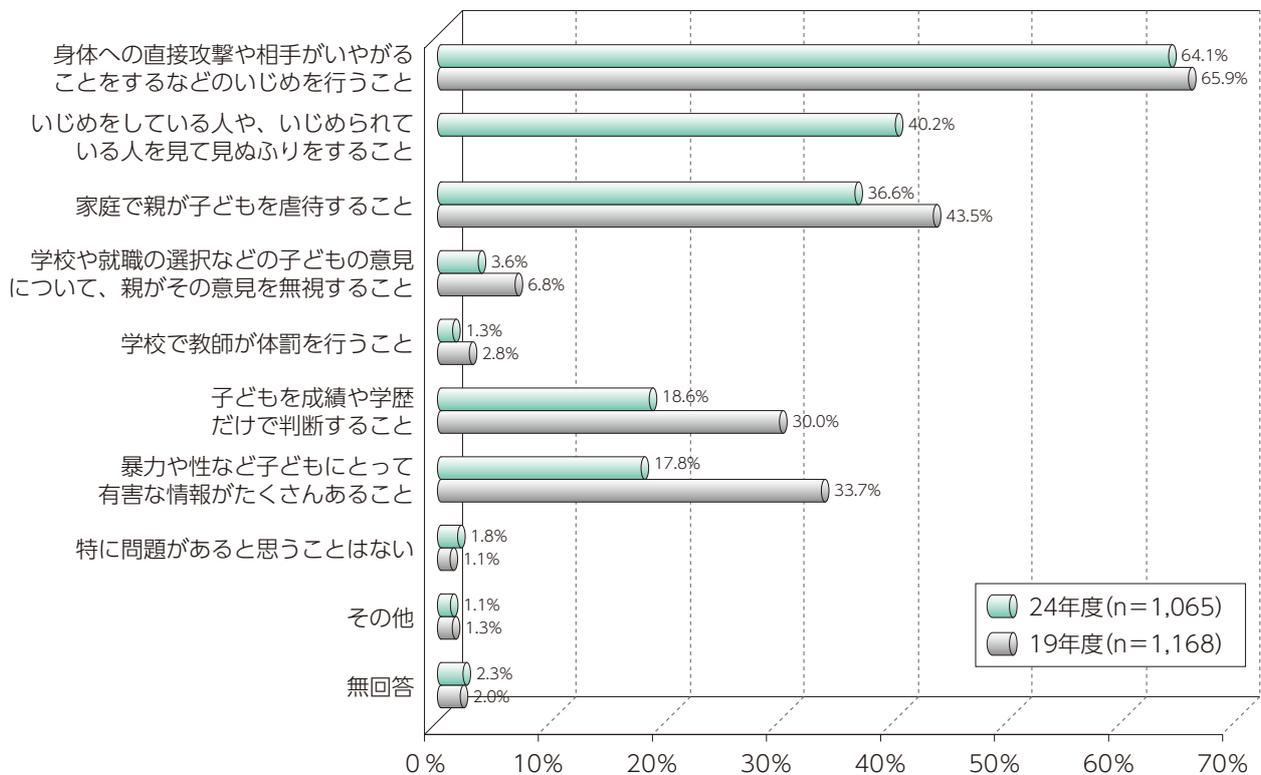
また、県が設置している青少年相談機関「青少年SOSセンター^{*}」では、365日、24時間体制で青少年やその保護者からの悩みごと相談を受け付けていますが、相談員の資質向上、市町村や関係機関との連携強化に努め、相談機能のさらなる充実を図ります。

学校においては、全教職員が協力した体制で、いじめ、暴力行為等の諸問題の早期発見、早期対応に努めるとともに、児童生徒に対する深い理解に立って、一人ひとりの児童生徒が生き生きとした学校生活を送ることができる学校、学級づくりの推進を図ります。さらに、「子どもを地域で守り育てる県民運動」など、学校・家庭・地域の連携により思いやりのある人間関係づくりに努めます。

また、子どもや保護者を対象に、インターネットや携帯電話の危険性や、適切な利用方法等について学ぶことができるよう、情報モラル教育の推進に努めます。

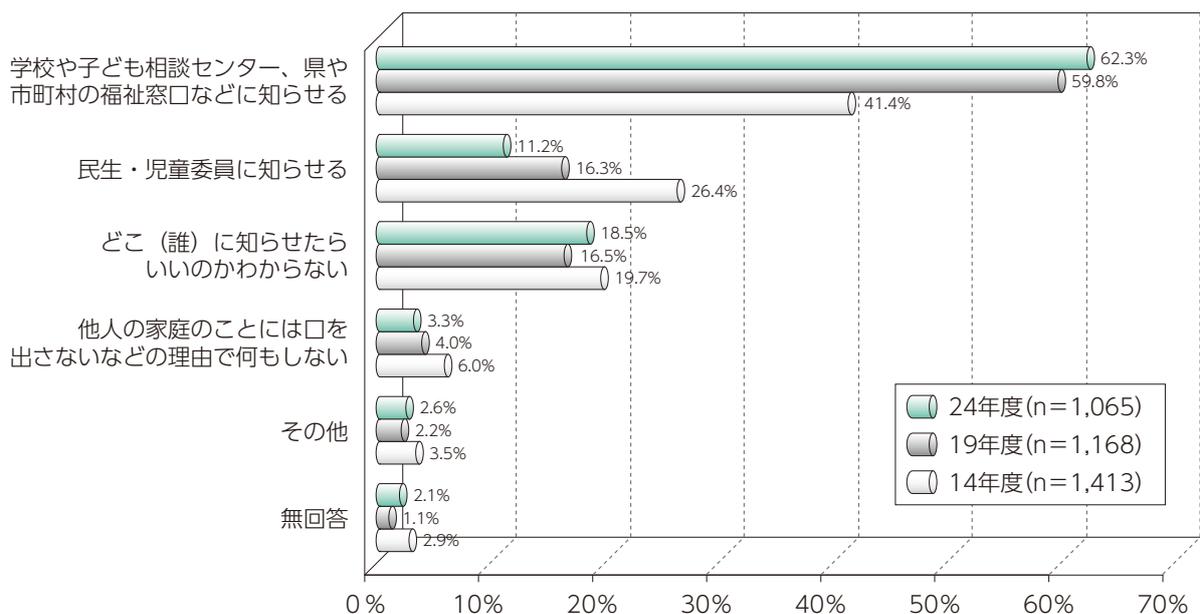
■ 子どもの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



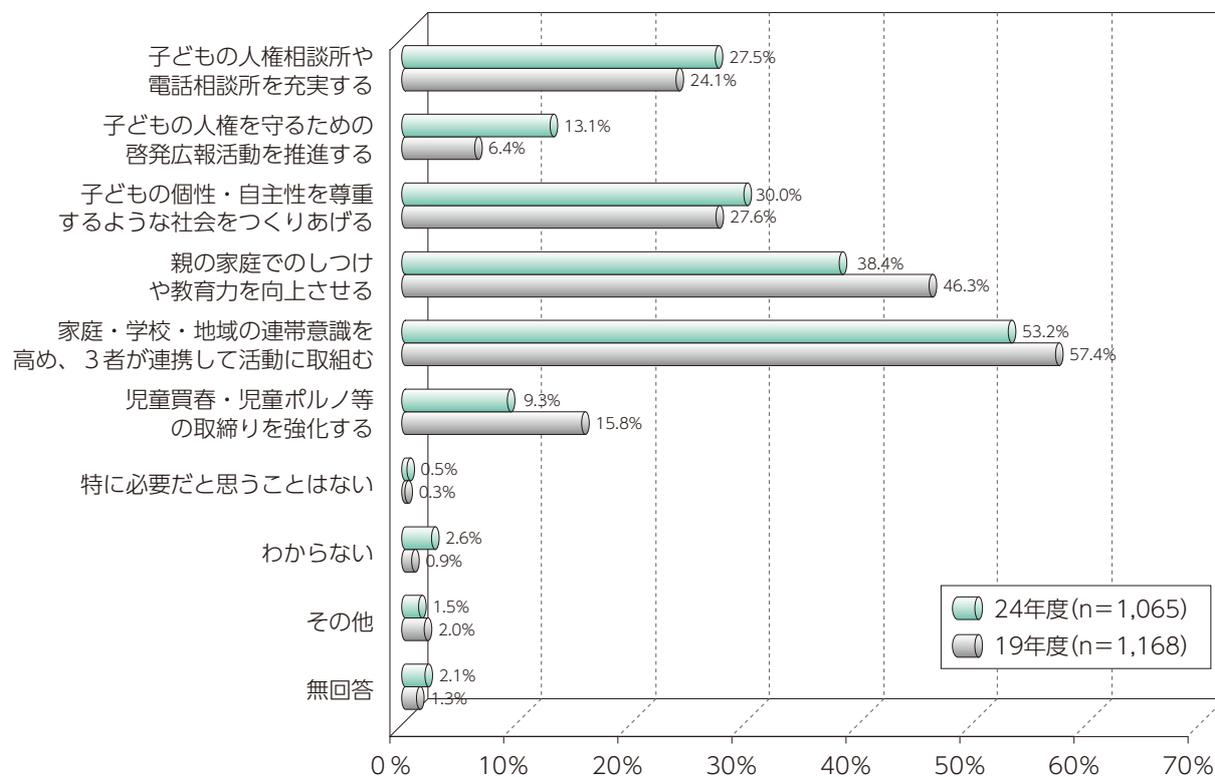
■ 児童虐待を発見したときの対応

Q あなたが児童虐待を発見したらどうされますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 子どもの人権を尊重するために必要なこと

Q 子どもの人権を尊重するためには、どのようなことが必要だと思いますか。
次の中から2つまで選んで○をつけてください。



3 | 高齢者

(1) 現状と課題

県の65歳以上人口は、平成22年国勢調査(平成22年10月1日現在)によると499,399人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、24.1%と全国平均(23.0%)を上回っています。

今後、人口規模の大きい団塊の世代が高齢期を迎え、さらに高齢化が進み、2020年(平成32年)に65歳以上人口のピーク、2030年(平成42年)には75歳以上人口のピークを迎えると予測されています。これに向けて、高齢者が要介護となっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体的に提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づいて取り組むことが重要となります。

さらに、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が今後増加し、2030年(平成42年)には全世帯に占める割合が約25%に達すると見込まれ、また、特別養護老人ホーム入所申込者の増加や介護現場を支える介護人材の不足といった重大な課題も生じています。

高齢者の人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通じてその擁護に努めてきましたが、新たな課題の発生や2006年(平成18年)4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果にもみられるように、「高齢者の人権問題」への関心度は30.1%と高く、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」や「経済的に自立が困難なこと」、「悪徳商法の被害が多いこと」などの問題があるとしています。

このような調査結果を参考にした取り組みにより、高齢者の人権が守られ、安心して暮らせるよう、各種施策を総合的に展開していく必要があります。

(2) 施策の方向

住み慣れた地域で健康で長寿を楽しみながら、地域の人々と共に生きがいを持って、安心して暮らせる高齢社会を県民と力を合わせて実現することを基本目標とする「岐阜県高齢者安心計画」に基づき、「予防」、「介護」、「社会参加」の3つの施策を体系化し推進するとともに、それらを展開するために必要な環境づくりを進めます。

また、画一的な高齢者像にとらわれることなく、高齢者一人ひとりの健康や暮らしを考え、施策の展開を図ります。

1) 予防施策

・健康・生きがい対策の推進

高齢者の寝たきりを予防し、健康で生きがいを持って安心した日々を送ることができるよう、生きがい・健康づくりの推進、寝たきり予防の推進を図ります。

また、全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手団の派遣や老人クラブが開催する

軽スポーツ大会への支援など、健康・生きがいづくりを推進します。

さらに、バリアフリー*住宅の普及及び手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修を促進します。

2) 介護施策

・介護人材の確保

介護を必要とする全ての方が安心してサービスを受けることができるよう、岐阜県福祉人材総合対策センターを中心に、①新たな介護人材の発掘、②介護人材の定着支援の2本柱で介護人材の確保に取り組みます。

・介護保険制度の円滑な実施の支援

高齢者の心身の機能が低下し、介護や支援を要する状態や認知症になっても、高齢者の意思が最大限に尊重され、尊厳を保持しつつ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステム（医療、介護、住まい、生活支援サービスが連携して要介護者等へ一体的にサービスを提供すること）の構築を目指すとともに、適正な施設の整備を推進します。

また、認知症高齢者の支援として平成23年5月に設置した認知症疾患医療センターを中心に、認知症を早期発見・早期診断し、適切な治療につなげることができる体制の整備を図るとともに、認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解や相談体制の整備を図ります。

さらに、県民が安心して利用できるサービスを確保するために、介護サービスの第三者評価や情報の公表を推進するとともに、人材養成研修の実施・支援による人材の確保・育成、事業者指導、苦情処理体制の確保、身体拘束ゼロの推進などを通じたサービスの質の向上、低所得者対策等を推進します。

3) 社会参加施策

・就業や社会参加の促進

高齢者が、これまでに培った経験や知識・技能などを生かしながら、地域社会の重要な構成員として、仕事やボランティア活動、生涯学習やスポーツなど、さまざまな分野で活躍できるよう、シルバー人材センターなどへの支援や、高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援などにより、高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図り、社会参加を促進します。

4) 施策展開の環境づくり

・高齢者の権利擁護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を踏まえ、啓発を行うとともに、高齢者虐待に対する適切な対応を推進します。

また、ひとり暮らしの高齢者等で判断能力の低下している人に対し、成年後見制度*や日常生活自立支援事業などにより、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう

支援します。

・高齢社会に関する普及・啓発

高齢化問題を県民一人ひとりが自分の問題として考え、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するため、高齢社会についての県民の関心と理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるべく、普及・啓発を推進します。

・相談・情報提供体制の整備

高齢者をはじめ、障がいのある方、家族等が抱える福祉、医療、生活についての悩み、相談に対し、適切かつ迅速に対処するための相談・情報提供体制の整備を図ります。

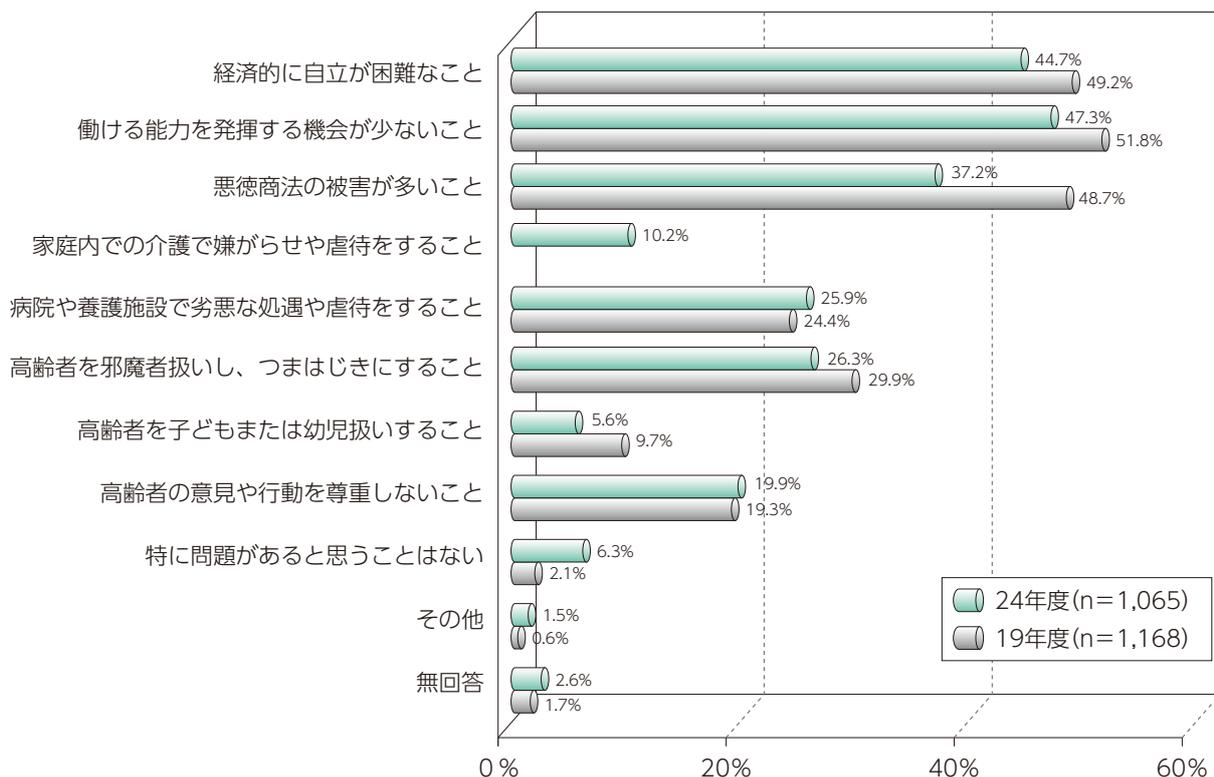
・福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン[※]（万人向け設計）」の考え方を導入し、高齢者、障がい者をはじめ、すべての人が住み慣れた地域で自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通じた安心して暮らせるまちづくりを推進します。

■ 高齢者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



4 | 障がい者

(1) 現状と課題

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生活のあらゆる場面、生涯の各段階での保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実していく必要があります。

また、障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

2012年(平成24年)6月に公布された「障害者総合支援法」や、障害者雇用率等を定める「障害者雇用促進法」により、福祉的就労から一般就労への移行による障がい者の自立推進への期待がさらに高まっており、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。また、重度の障がいのある人や高齢の障がい者など一般の就労が困難なケースについても、障がいの状態や適性に応じて、福祉的就労や生活介護など日中活動の場を確保していくことが必要です。

また、2012年(平成24年)10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、障がい者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援が求められています。

「人権に関する県民意識調査」の結果にも見られるように、障がい者を取り巻く社会環境には、「障がい者の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠けている」、「就労の機会が少なく、また職種もかぎられている」、「道路の段差や駅の建物など外出に支障がある」などさまざまな障壁があり、誤解や偏見から生じる差別も依然として残っています。

障がい者のさまざまな社会活動への参加を促すとともに、多様な就労形態を創出するなど、障がい者がひとりの人間として尊重される社会を作っていく必要があります。

また、障がいのある児童生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取り組みを一層推進する必要があります。

2005年(平成17年)に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障がいのある人への支援強化も求められています。

2006年(平成18年)には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行され、障がいのある人が、安心して生活できる環境整備を図るための、一体的・連続的なバリアフリー化に向けた施策が総合的に展開されることになりました。

(2) 施策の方向

県内の障がい者への福祉サービスの更なる向上を図り、障がい者が安心して暮らせる「人にやさしい岐阜県づくり」の着実な進展を目指して、「第2期岐阜県障がい者支援プラン」〔2010年度(平成22年度)～2014年度(平成26年度)〕を策定し、障がい者施策を総合的

に推進しています。

また、障害福祉サービス等については、「第3期岐阜県障害福祉計画」〔2012年度（平成24年度）～2014年度（平成26年度）〕を策定し、その実施体制の計画的な確保に努めています。

今後とも障がい者が地域で安心して自分らしく暮らせるように、障害福祉サービスの質・量の充実のほか、心のバリアの解消や障がい者の社会参加のための施策を推進します。

1) 啓発・広報の充実

「障がい者ふれあい福祉フェア」等の各種イベントや「こころの健康フェスティバル」の開催、シンポジウムなどの普及・啓発事業を実施し、県民の障がい者に対する理解の促進に努めます。

また、特別支援学校と地域の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習や地域住民との交流の場を確保し、障がい者に対する理解を促進するほか、小学校、中学校、高等学校において福祉協力校の指定を行い、福祉施設での体験学習やボランティア活動を通じて、若年のうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めます。

2) 障がい者の社会参加と就労の促進

障がい者の社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。また、公共施設はもとより民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されないことがないように、事業者や県民の補助犬に対する正しい理解を普及・啓発します。

就労を希望する障がい者が、その適性や能力に応じて働くことができるよう、就労移行支援事業や就労継続支援事業を行う障害福祉サービス事業所を確保するとともに、圏域ごとの障害者自立支援推進会議を活用し、関係機関・団体が連携して障がい者の雇用・就労を支援します。

また、障がい者の雇用に関する社会全体の理解と認識が高まるよう、「障害者雇用支援月間」を中心とした、事業主に対する障がい者雇用の啓発活動などを行い、障がい者の職業的自立の促進に努めます。

さらに、福祉施策と特別支援学校の就労支援をサポートする「働きたい！応援団ぎふ」登録制度などの教育施策との有機的な連携のもと、障がい者の雇用機会の確保・拡大を図ります。

3) 障がい者の相談支援体制の整備

地域で暮らす障がい者の生活全般について、障がいの特性に応じて支援できるよう人材養成など県内の障害者相談支援事業の充実を図るとともに、市町村の地域自立支援協議会の運営を支援し、地域における障がい者の相談支援体制（ネットワーク）の整備・充実を推進します。

また、自閉症をはじめとする発達障がい児（者）等に対応するため、発達障害者支援センターを拠点とした専門的な療育・相談支援を行う体制を整備します。

判断能力が不十分な障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するなど、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援します。

障がい者への虐待等に関する相談については、障害者権利擁護センターの設置により対応します。

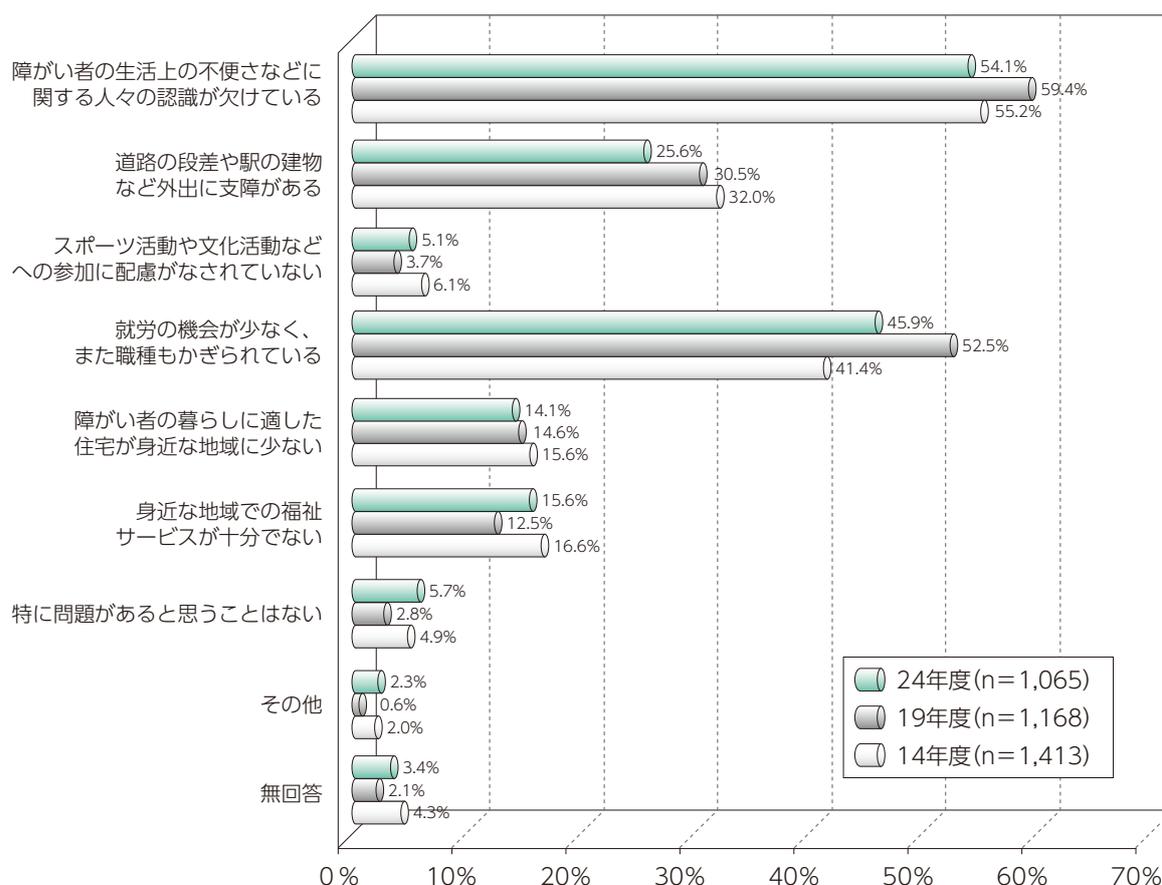
4) 福祉のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動でき、安心して暮らすことができるように、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化とすべての人が自然に助け合える意識の向上に努めます。

また、地域で暮らすことを希望する障がい者の居住の場として、グループホームやケアホーム等が円滑に整備されるよう、地域住民の障がい者に対する正しい理解を普及・啓発します。

■ 障がい者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 障がい者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



5 | 同和問題

(1) 現状と課題

1) 国の動向

同和問題とは、日本社会の歴史過程の中で形づくられた身分的差別によって、今なお、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

1965年（昭和40年）に出された国の同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と位置づけ、「同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策として実施されなければならない。」としています。

この答申を踏まえ、同和対策の早期解決に向けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後も2度にわたって施行されてきた立法措置や法改正により、33年間生活環境の改善や啓発活動等の諸施策が国・県・関係市町村が一体となって実施されてきました。

この取り組みにより生活環境の改善や公共施設の整備など物的な基盤整備は急速に進展し、実態的な差別解消に向けた取り組みとして、大きな成果をあげることができました。

こうした中、1996年（平成8年）に出された国の地域改善対策審議会の意見具申では、「特別対策は、事業の実態の緊急性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。」、また、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。」とも述べています。

2) 県の取り組み

県においては、同和対策審議会答申を指針として、1962年（昭和37年）に設置した岐阜県地方改善促進審議会等の意見を聞きながら、総合的に同和対策を推進してきました。

特に、1969年（昭和44年）の審議会答申を受け、翌年に「岐阜県同和対策事業長期基本計画」を策定してからは、より積極的な同和問題解決のための取り組みを進めてきました。その結果、生活環境の整備が進み、いわゆる実態的な差別の改善はほぼ終了しました。

2002年（平成14年）3月に、同和対策事業を特別対策として位置づけていた法律が失効しましたが、法失効の前年12月に岐阜県地方改善促進審議会から、「岐阜県における今後の同和行政のあり方について」の答申がなされ、「施策の策定にあたっては、同和問題の解決に真に資するものであるかどうかを基準にして、残された課題を解決していく」ことや、「同和問題を人権教育・啓発の一環として位置づける」ことなどが提言され、この答申に沿った取り組みを積極的に進めてきました。

しかしながら、「人権に関する県民意識調査」の結果に見られるように、結婚における偏見・差別など、心理的な差別が依然として残っているのが現状です。また、近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布や、企業における不適正な採用選考、個人情報不正に取得しようといった問題も起きています。

今後も、この答申に沿い、生活環境の改善等のための一般施策の活用による取り組みを進めるとともに、県民一人ひとりが同和問題に対し正しい理解と認識を深め、同和問題解決への主体的な取り組みを促進するなど、一層の効果的な人権教育・人権啓発活動を推進することが必要です。

(2) 施策の方向

1) 教育・啓発の推進

同和問題を人権教育・人権啓発の一環と捉え、人権問題が「人間の問題」として、県民一人ひとりの心に「響き合い、重なり合う」ような人権教育・人権啓発の推進に取り組んできました。

今後も同和問題に対する正しい理解と認識が、県民の心に十分に行き届くよう、県民に寄り添い、わかりやすい言葉で語りかける研修会や講演会の開催、各種広報などを通じて教育・啓発に取り組めます。

学校では、県内公立幼稚園、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校が人権週間中に取り組む「ひびきあいの日」などの活動を通して行動力の育成を一層充実することで、人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高めます。また、教職員の人権尊重の理念についての認識が十分に深まるよう、具体的な事例を通じた研修の実施や、指導資料の作成に努めます。

2) えせ同和行為^{*}の根絶

同和問題を口実に、高額な図書購入や公共事業に介入するなど不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるだけでなく、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっています。

えせ同和行為について、情報の提供や相談体制の強化により、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、被害を未然に防ぐよう関係機関等との連携に努めます。

3) 隣保館活動等の促進

県では、同和地区とその周辺地域の中で、隣保館とともに啓発活動や相談活動、教養文化、交流活動を通じて、同和地区住民の社会的、経済的、文化的向上と同和問題の解決に向け、取り組んできました。

今後も、隣保館が地域における福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして、同和地区内外の人たちが交流を深められる事業の実施など、多様な機能が発揮できるよう支援をします。

4) 公正な採用選考について

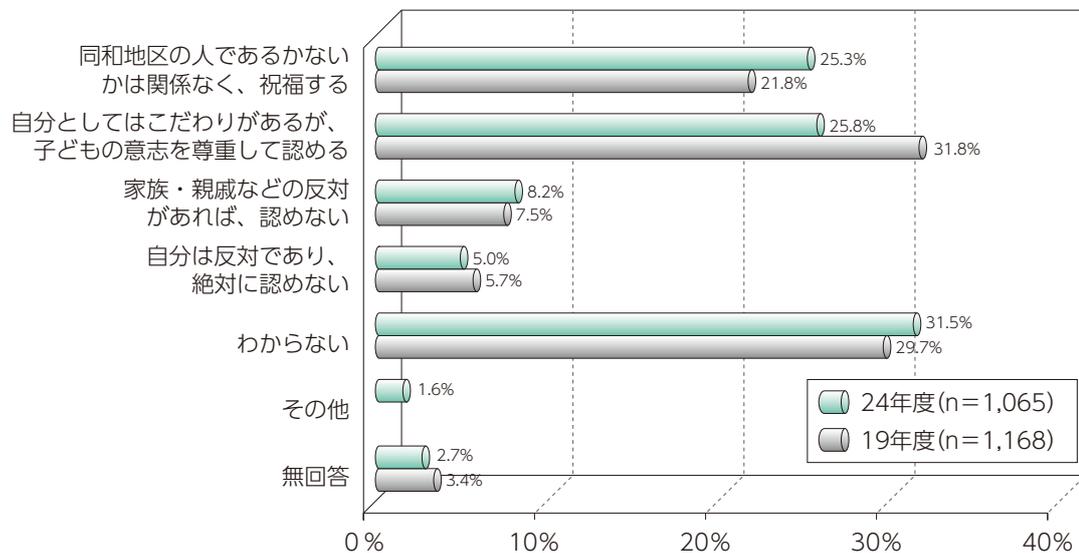
企業における人材の採用選考にあたっては、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採用・不採用を決める公正な採用選考システムの確立が望まれます。

県では、企業における人事担当者等を対象に研修会などを開催し、差別や偏見のない公正な採用や選考、人事管理などについて啓発を推進します。

■ 自分の子どもが同和地区出身の人と結婚すると知ったときの対応

Q あなたのお子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください）、同和地区出身の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。

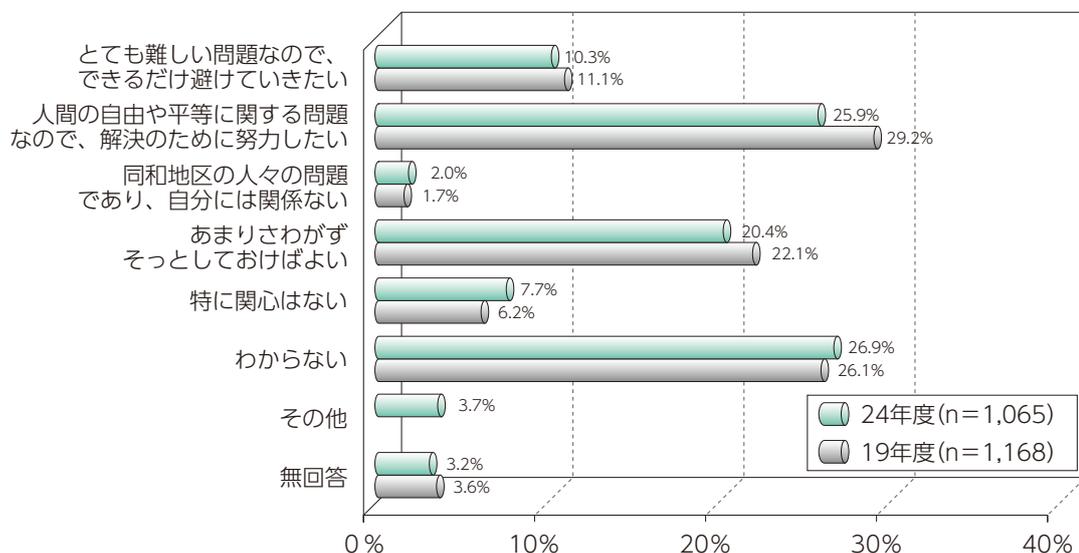
あなたの気持ちにいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ 同和問題についての考え

Q 同和問題について、あなたはどのように考えますか。

あなたの考え方にいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



6 | 外国人

(1) 現状と課題

県内の外国人登録者数は平成 21 年に減少に転じました。これは、依然として厳しい経済状況により、県外からの転入者の減少と、県外への転出者が増加したためと考えられます。反面、「永住者」資格者が増加し、「永住者」と「定住者」を合わせた在留資格者の割合が上昇しており、県内における外国人の定住化が進んでいます。

こうした定住化に伴い、職業能力及び日本語能力の開発支援など、安定した就業状況を確保し、自立した生活を送るための支援施策の推進が必要となっています。

在住外国人の子どもたちについては、保護者の経済状況から転校を繰り返さざるを得ない者がいたり、言葉や文化の違いから学校になじめない者がいるなど厳しい教育環境におかれています。

こうした外国人児童生徒の学習を支援し、児童生徒の健全な心身の発達を確保する必要があります。

また、「人権に関する県民意識調査」の結果にみられるように、約 5 割の人が「言葉や生活習慣が違うため地域社会で受け入れられにくい」、約 4 割の人が「外国人についての理解や認識が十分でない」と感じています。

(2) 施策の方向

こうした状況の中で、県では、2007 年（平成 19 年）2 月に「岐阜県多文化共生推進基本方針」を策定し、これに基づき多文化共生推進施策を進めてきましたが、策定から 5 年を経て、外国人と彼らを取り巻く状況の変化に対応するため、2012 年（平成 24 年）3 月に改定し、2012 年度（平成 24 年度）から 2016 年度（平成 28 年度）の 5 年間の施策目標及び方向性を定めました。基本方針の骨格として、「自立のための支援」をキーワードに、①「将来の見える生活」（若年者）、②「自分で解決できる生活」（社会人）、③「地域で安心して暮らせる生活」、④「外国人が参画しやすい地域づくり」を位置づけ、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国籍の県民」として認識し、「県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指します。

①「将来の見える生活」（若年者）

外国人児童生徒等が学力を身に付けることにより、進学や就職ができるようにします。

②「自分で解決できる生活」（社会人）

安定した収入を得ることにより、自分や家庭を支えることができる生活（自立した生活）ができるようにします。

③「地域で安心して暮らせる生活」

生活上の重要な課題（医療、防災等）への支援により、地域で安心して暮らせるようにします。

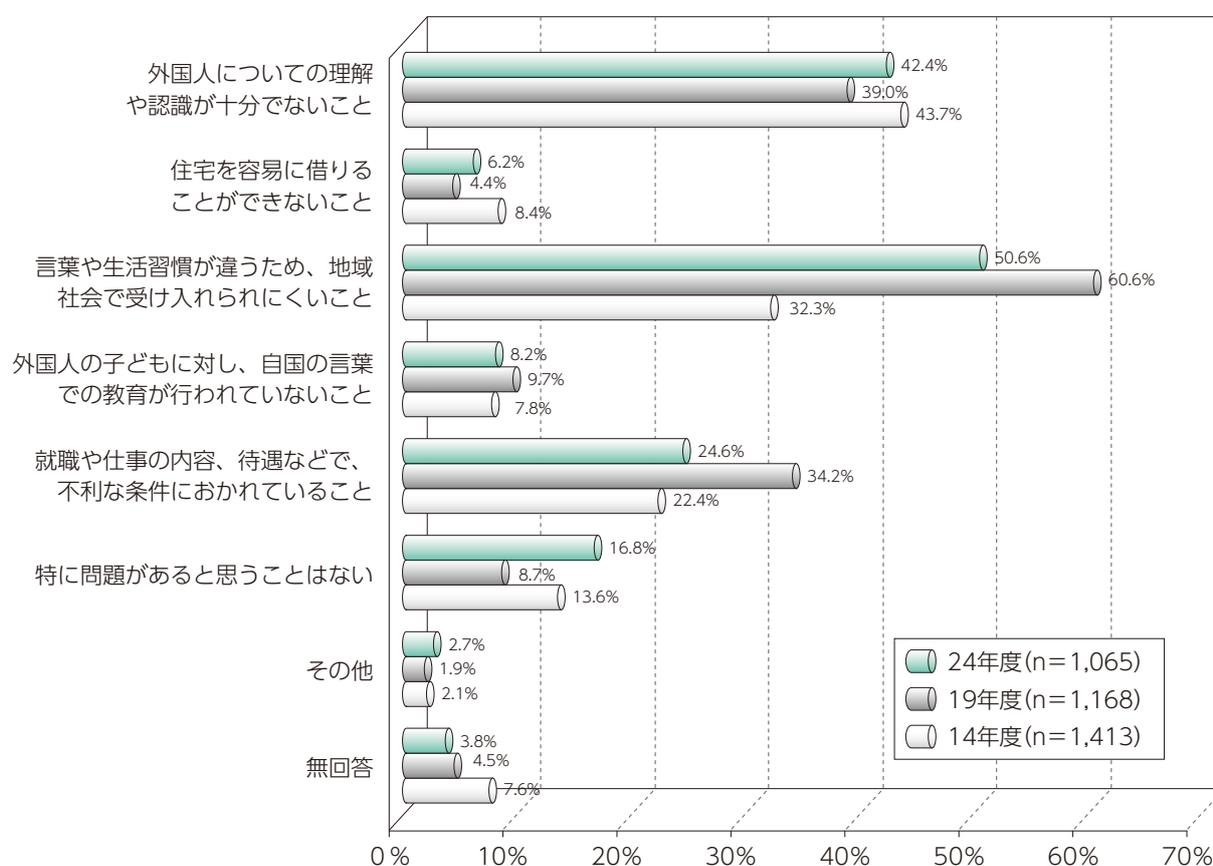
④「外国人が参画しやすい地域づくり」

外国人が参画しやすい地域づくりを進めるため、日本人側の意識を高めます。

■ 外国人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。

以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



7 | インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、情報の収集・発信ができる手軽で便利なメディアとして、パソコン、携帯電話、スマートフォンなどによるインターネット利用者数は近年、急速に増加しています。

しかし、発信者の匿名性や情報発信の簡易さなど、その特性を悪用した個人に対する誹謗・中傷といったプライバシーの侵害や差別を助長する表現等の流布が増加しています。

また、異性を紹介する「出会い系サイト」による児童買春、過激な暴力シーン、児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

2002年（平成14年）5月に施行された「プロバイダ*責任制限法*」には、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、発信者の情報の開示を請求する権利を与えることが規定されていることから、この法的措置の周知を徹底することが求められています。

また、県民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。

人権に関する意識調査の結果「インターネットによる人権侵害」への関心は高く、27.2%となっており、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」や「個人情報などが流出していること」などの情報モラルの問題や、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」について問題があるとしています。

一方、企業等による個人情報の流出も少なくない現状から、情報管理に対する一層の安全対策が望まれます。

(2) 施策の方向

県では、インターネットによる人権侵害を防止するため、県民一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、情報の収集・発信における個人の責任やモラルについて関係機関と連携しながら啓発に努めます。

1) インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

インターネット上には、差別的表現等の流布に加え、子どもを性的対象とした児童ポルノや出会い系サイトなど性犯罪などにつながる情報が掲載されています。こうした人権侵害に対しては「絶対に許さない」といった態度で望む必要があります。

このため、岐阜地方法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、こういった情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発するなど、適切な対応に取り組みます。

3) 企業等への個人情報管理安全対策の啓発

企業等が管理している個人情報がインターネット上に流出する事件が多発しています。このため企業等に対する個人情報の安全管理について、啓発活動を推進します。

4) 青少年の健全育成のための利用環境の整備促進

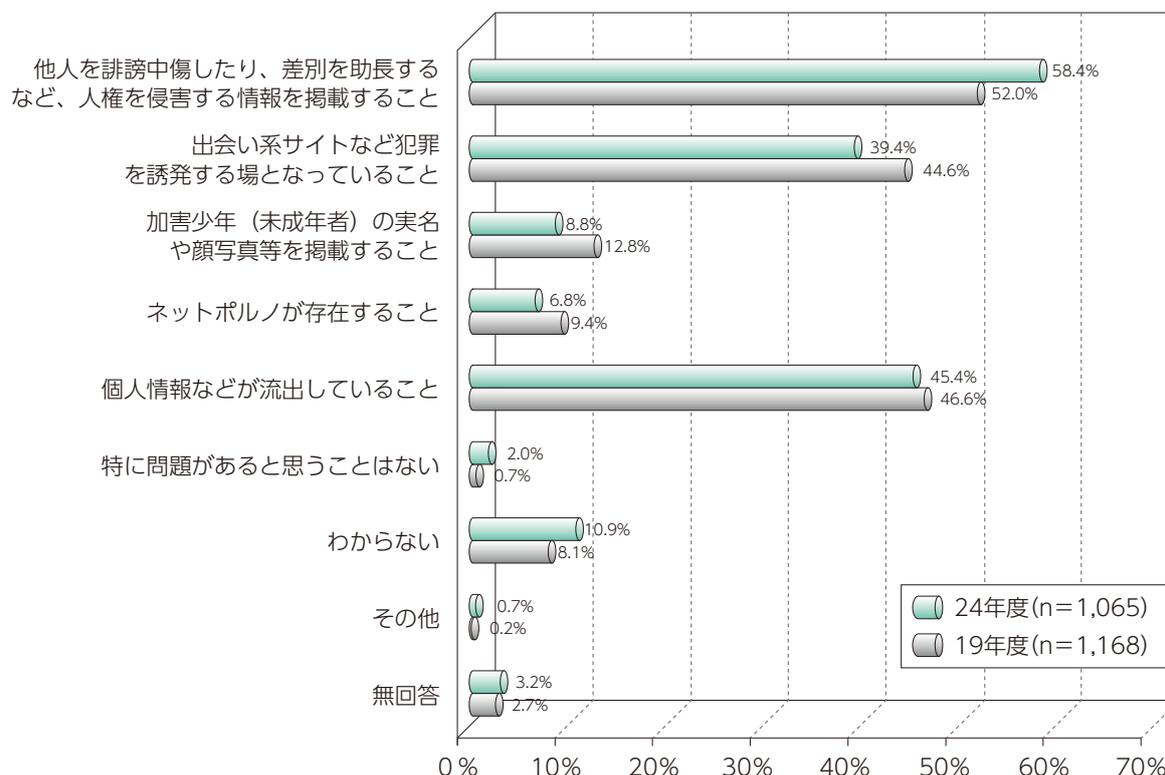
児童・生徒をはじめとする青少年に対しては、インターネットや携帯電話・スマートフォンに関する正しい使い方を理解させる必要があります。

インターネットや携帯電話・スマートフォンは、私たちの生活を豊かで便利にしてくれますが、使い方を間違えると、誰かを傷つけたり、犯罪などのトラブルに巻き込まれたりする危険性があります。

こういった情報化がもたらす社会的影響について周知し、情報の収集や発信における個人の責任やモラル等について理解させるための教育・啓発について、教育委員会、警察、通信事業者等と連携しながら取り組みます。

■ インターネットによる人権侵害で、特に問題があると思うこと

Q インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



(1) 現状と課題

近年の医学や医療の進歩により、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しても早期発見及び早期治療によって長期間社会の一員として生活を営むことができるようになっており、様々な支援体制も整備されつつあります。

今後の課題としては、HIVに感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、青少年、外国人、同性愛者など感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から、適切な保健医療サービスを受けていないと考えられる特別な配慮を必要とする人々のことを重視する必要があります。

感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要です。

また、ハンセン病^{*}に関しては、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されましたが、患者等が今もなお、社会の差別や偏見に苦しんでいます。これは、らい菌の感染力は極めて弱く、通院による治療で完治するという病気に関する正確な知識の普及が不十分であったことに加え、患者を療養所へ隔離する政策が長期間続けられたことなどによるものと考えられます。

患者等の多くは、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症や高齢化と相まって、現在も療養所の生活を余儀なくされています。

(2) 施策の方向

1) HIV感染者・エイズ^{*}患者

HIV感染者・エイズ患者等の感染症の患者の人権を尊重し、偏見や差別の解消のため1999年（平成11年）エイズ予防法は廃止され、同年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。また、同法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」が2012年（平成24年）1月に改正されました。

この法律の理念に鑑み、HIV・エイズに係る正しい知識の普及・啓発及び教育並びに患者等に対する人権を尊重した、良質かつ適切な医療の提供について、重点的に施策を実施します。

・患者の人権の擁護及び個人情報の保護

保健所、医療機関等においては、人権の尊重及び個人情報の保護を徹底することが重要であることから、所要の研修を実施します。

・偏見や差別の撤廃

HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別を撤廃し、予防を徹底するため、「世

界エイズデー」(12月1日)に合わせてキャンペーンを実施するとともに、リーフレット等を配布し、正しい知識の普及・啓発を行います。また、母子保健事業や学校教育現場等と連携した幅広い機会を通じ、エイズの正しい知識の普及を図ります。

・個人を尊重した十分な説明と同意に基づく相談・検査の実施

HIV感染の特性から、相談・検査等保健医療サービスが利用者への説明と本人の同意に基づき提供されることが重要であることから、希望者が容易に相談・検査の機会が得られるように体制の整備を図ります。

2) ハンセン病患者等

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者等への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。また、療養所での生活を余儀なくされている患者等の人々に対して、故郷との絆の復旧と福祉の向上に努めます。

・偏見や差別の撤廃

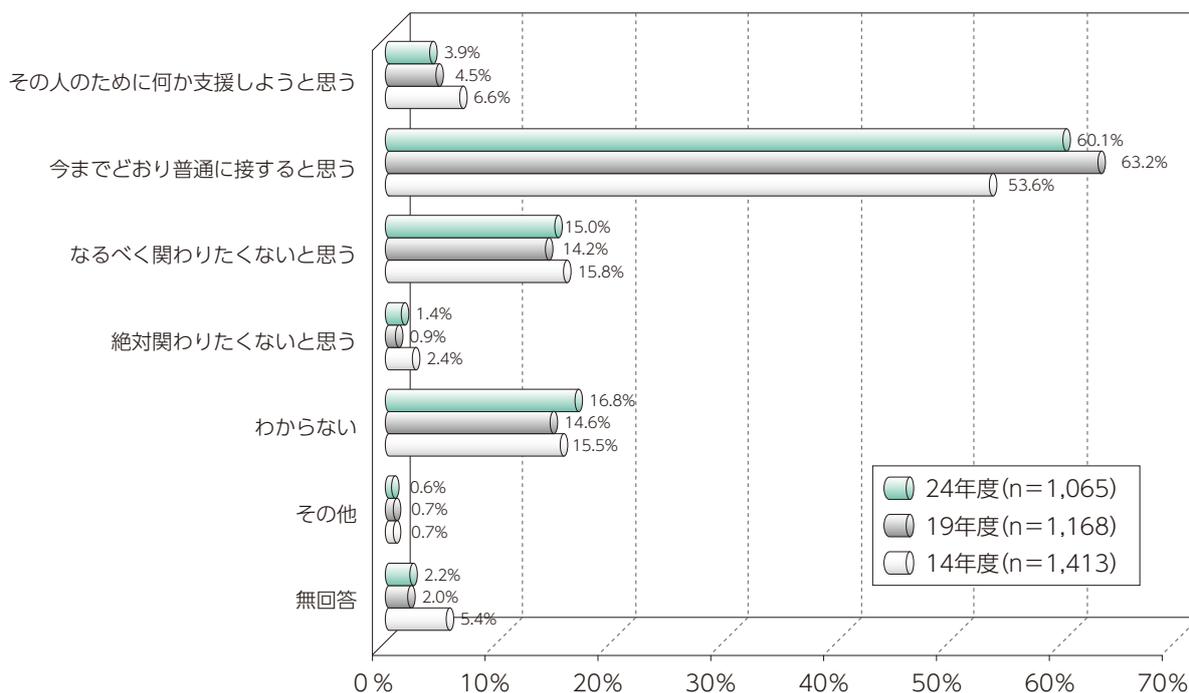
ハンセン病を正しく理解するための講演会や高校生のための副読本等の教育啓発資料の配布等を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

・入所者への支援

ハンセン病患者等の高齢化に伴い、故郷への想いが一層強くなっている入所者に対して、一人ひとりの要望に基づいて、故郷との交流、里帰りや施設訪問等をきめ細かく積極的に進めます。

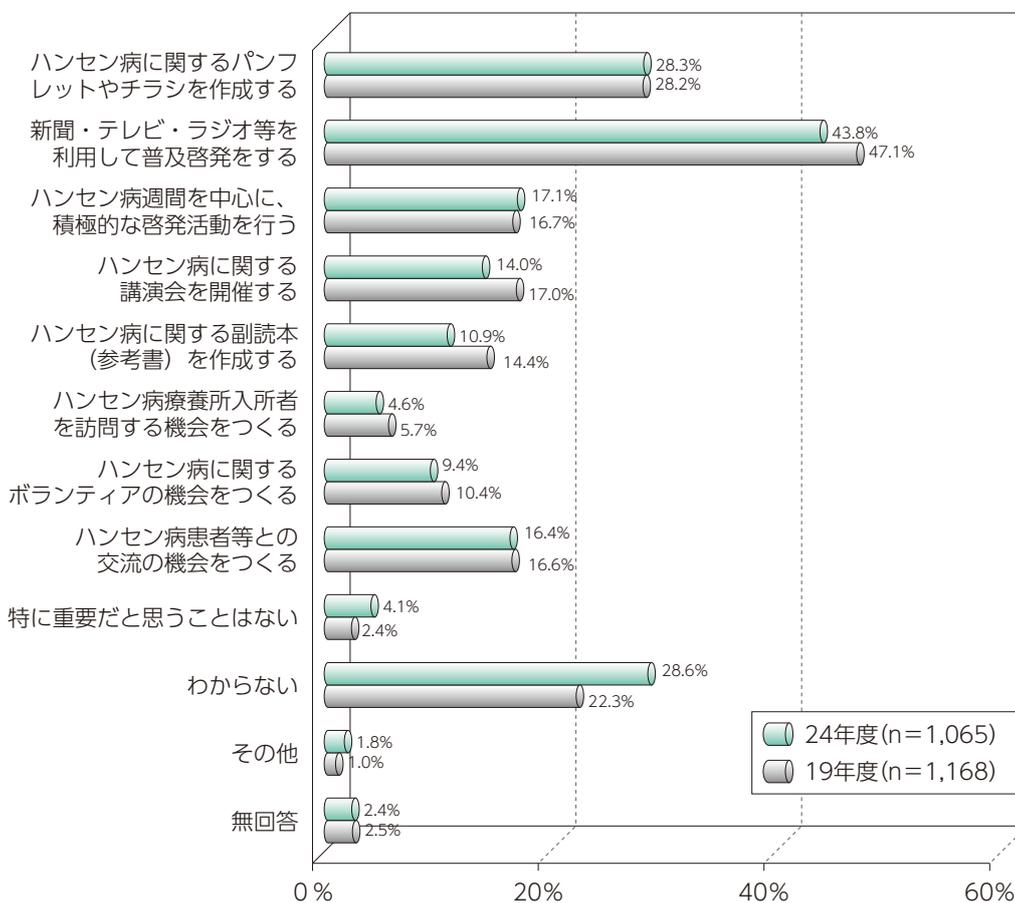
■ 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方

Q あなたの職場や地域に感染症患者等がいる場合、あなたはどのような態度で接すると思いますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■ ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のために必要なこと

Q ハンセン病患者等の人権尊重や名誉回復のためには、どうしたらよいとお考えですか。重要だと思うものを3つまで選んで○をつけてください。



9 | 刑を終えて出所した人

(1) 現状と課題

刑を終えた人、保護観察*中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職や居住に関する差別をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、更生への妨げや人権が損なわれる恐れがあり、地域社会の理解と協力が必要です。

また、再犯防止を図る観点からも、より社会に復帰しやすい環境を整えることが重要です。

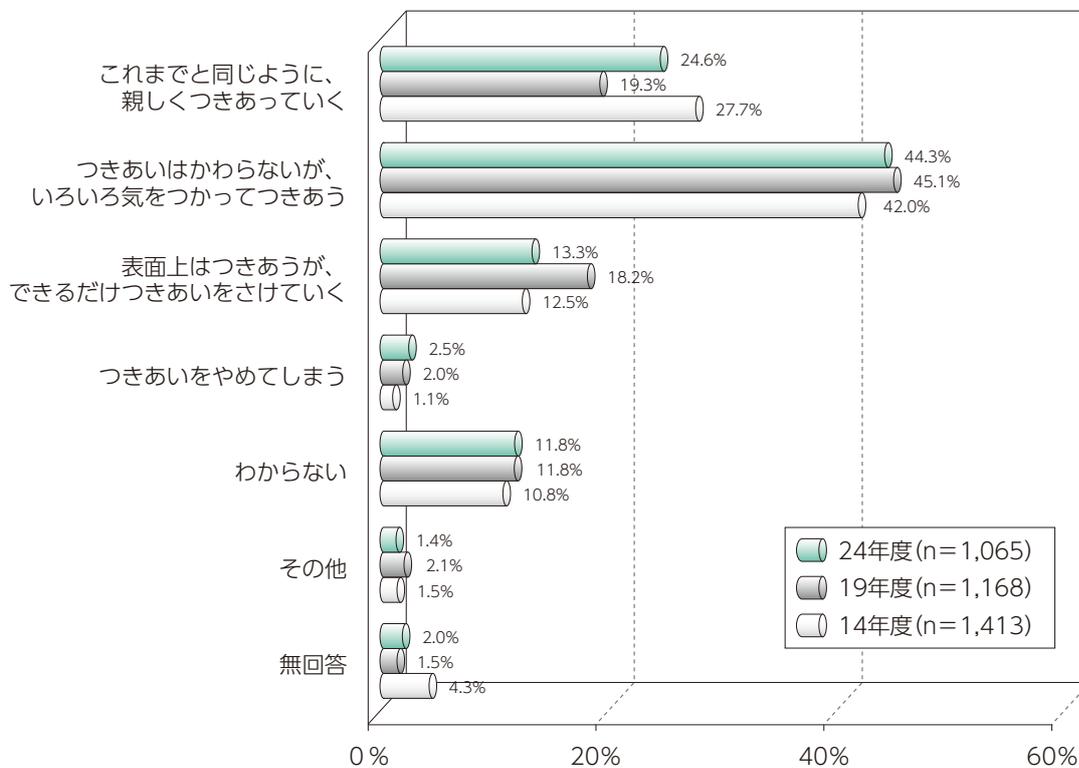
(2) 施策の方向

刑を終えた人、保護観察中の人たちが地域社会の一員として明るい生活を営むためには、本人の意欲はもとより、行政機関の働きかけだけではなく、地域社会の理解と協力による支援が重要となります。

偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、関係機関・団体との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動」等の啓発活動を推進します。

■ 日頃親しくしている人が、刑を終えて出所した人だとわかったときの対応

Q 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人々が刑を終えて出所した人であるとわかったとき、あなたはどのようにしますか。
あなたのお気持ちにいちばん近いものを1つだけ選んで○をつけてください。



(1) 現状と課題

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）は、誰もが犯罪被害者等となり得る現実の中で、思いがけず犯罪被害者等になられた人々であり、私たちの隣人であり、私たち自身でもあります。

犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負われるとともに、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなど、重大な人権侵害を受けています。

国は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、これを打開し、その権利や利益の保護を図るべく、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進していくため「犯罪被害者等基本法」を2004年（平成16年）に制定しました。また、2005年（平成17年）には、犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」を策定し、この計画の計画期間が2010年度（平成22年度）末で終了したことから、2011年（平成23年）には、犯罪被害者等の権利利益の保護が一層図られる社会を目指し、「第2次犯罪被害者等基本計画」を策定しました。その重点課題は次のとおりです。

- ・ 損害回復・経済的支援等への取り組み
- ・ 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み
- ・ 刑事手続への関与・拡充への取り組み
- ・ 支援等のための体制整備への取り組み
- ・ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み

このような状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう、各種の施策に取り組んでいくことが必要です。

(2) 施策の方向

犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、権利利益の保護を図っていくために、次の4つの視点から、国、市町村、関係団体等と連携・協力して取り組みを進めます。

- ・ 尊厳にふさわしい処遇がなされること
- ・ 個々の事情に応じて適切に行われること
- ・ 途切れることなく行われること
- ・ 県民の十分な理解を得て、協力を確保しながら展開されること

1) 広報啓発活動

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ご

せるようになるため、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

2) 相談体制の整備・充実

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について、必要な情報の提供及び助言を行ったり、犯罪被害者等の援助に精通している人を紹介したりする等の相談に応ずることのできる体制を整備・充実します。

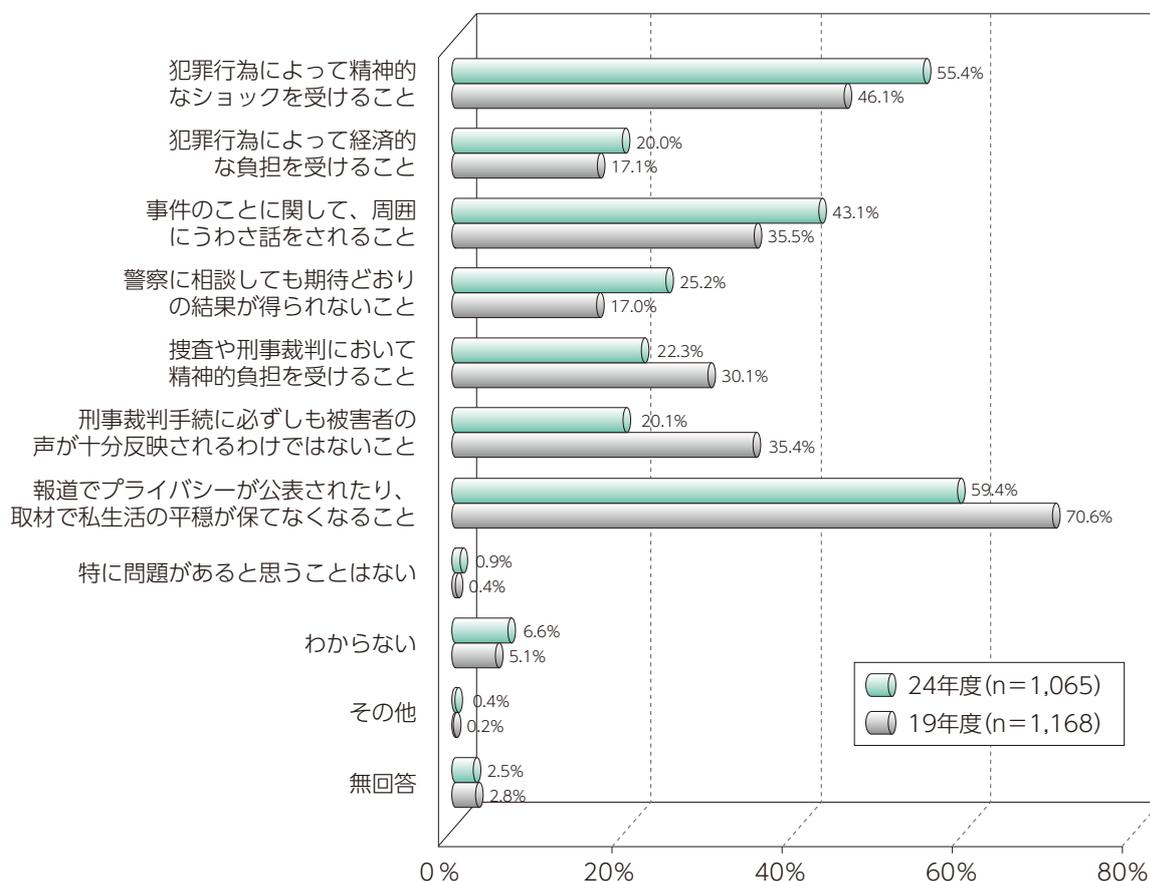
3) 精神的・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止するよう取り組みます。

また、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるように、給付金の支給、居住の安定等について、関係機関と連携・協力しながら支援を進めます。

■ 犯罪被害者とその家族の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



11 | 性同一性障がい者、性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人

(1) 現状と課題

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障がい^{*}者や性的指向^{*}を理由とする偏見・差別を受ける人は、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題があります。

こうした問題を解決するには、「人権に関する県民意識調査」の結果にもみられるように、性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

1) 性同一性障がい者

性同一性障がい者であって、性別適合手術を受けた人については、戸籍上の性別と外見が一致せず、本人確認等で問題が生じていることから、一定の条件を満たす場合には、2004年（平成16年）に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となりました。

なお、性同一性障がい者の性別の取り扱いの変更の審判の要件のうち、「現に子がいないこと」とする要件に対して、法改正の要望等が出されてきたことから、2008年（平成20年）6月、上記法律が「子」を「未成年の子」に改め、「現に未成年の子がいないこと」と一部改正されました。

2) 性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人

性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、例えば、同性愛者にとっての法制度上のさまざまな制約や地域社会での差別待遇があるなど、社会的に少数者であるということから、正常と思われず、根強い偏見と差別から、社会生活のさまざまな面で、人権に関する問題が発生しています。

(2) 施策の方向

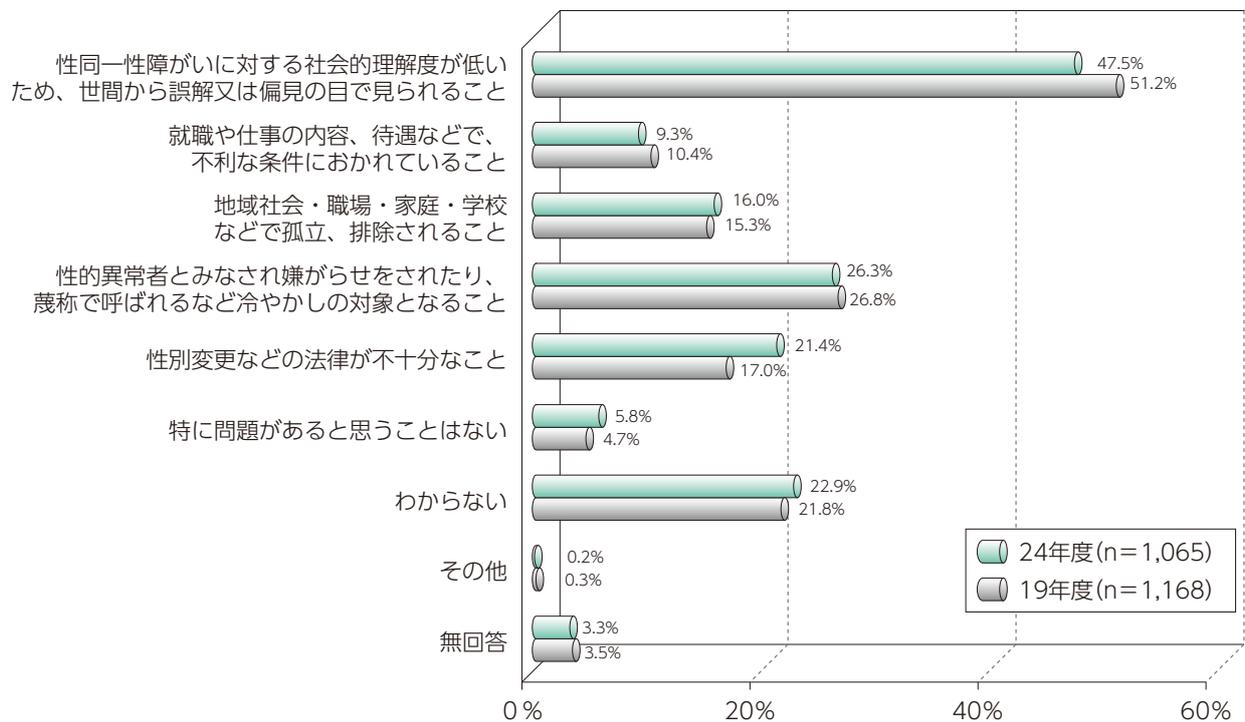
性同一性障がい者や性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人など、性的少数者は性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに悩み続けている場合があります。また、周囲の人、特に家族に自分が性的少数者であることをうち明けても、家族からの理解が得られず、孤独感に陥ってしまうことになります。

この問題は、世の中には「男性」と「女性」が存在し、それ以外の性はないという心の中に偏見を持っていることに起因すると考えられます。

こうした心の中にある偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、県では、性的少数者の人々について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に努めます。

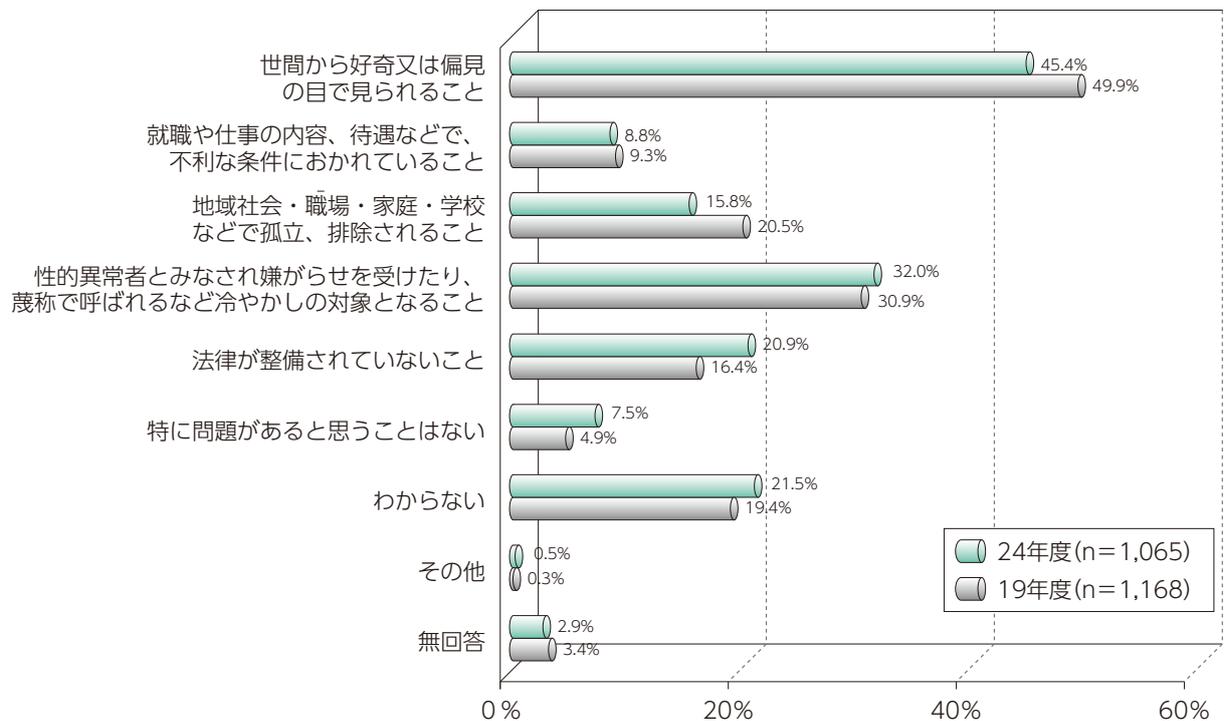
■ 性同一性障がい者の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 性同一性障がい者の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ 性的指向の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 性的指向の異なる人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



注：「性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人」を「性的指向の異なる人」として調査

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、さまざまな人権問題が存在します。

今回、未曾有の災害となった東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、多くの方の人命が奪われ、未だ多くの方が慣れない避難所生活を余儀なくされています。

被災した方々に心を寄せて、県として、今後も継続して、啓発に取り組みます。

また、近年、社会問題として顕在化し問題となっている、パワーハラスメント^{*}などの職場の人権問題や、高度情報化社会の中で業務上知り得た個人情報をも不正に提供し、報酬を得るといった事案にみられるような個人情報の保護の問題、そして、今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

1) ホームレス

2002年（平成14年）8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法（以下「法」という。）」が10年間の時限立法として施行され、2012年（平成24年）6月に法の有効期限を5年間延長する改正がなされました。

この法は、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などに関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスの人権等に関する問題の解決に資することを目的としています。

国においては、法の趣旨を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な方針を地方公共団体等に対し明示し、地域社会におけるホームレス問題の解決が図られるよう、2003年（平成15年）7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、2008年（平成20年）7月に見直しを行いました。

2012年（平成24年）1月に国が全国一斉に実施した「ホームレス実態調査」によれば、ホームレス数は、2007年（平成19年）の前回調査時に比べ全国で48.4%減（県内57.6%減）となっています。

県では、引き続き県内関係市町村と連携を図り、生活相談等を実施してまいります。

2) アイヌの人々

国連は、1990年（平成2年）の総会で、1993年（平成5年）の1年間を「世界の先住民の国際年」と宣言しました。この宣言は、先住民が直面している諸問題の解決のために、各国が国際協力をするを目的としています。

我が国においても「世界の先住民の国際年」を迎えるにあたって、北海道に居住しているアイヌの人々についての関心が高まりました。

また、1997年（平成9年）には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。この法律は、アイヌ文化の伝統及び文化について正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目指しています。

2007年（平成19年）、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会で採択され、2008年（平成20年）「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会において採択されました。

県においても、アイヌの人々への差別や偏見をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態、アイヌの人々の伝統や生活習慣などに理解を示す啓発活動と人権学習を推進していきます。

3) 北朝鮮当局による拉致問題

2002年（平成14年）9月、平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側は、永年否定していた日本人拉致を初めて認め謝罪し、同年10月、北朝鮮当局によって拉致された被害者のうち5人について24年ぶりの帰国が実現しました。そして、2004年（平成16年）5月には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。現在、日本政府は拉致被害者として上記5名を含む17名を認定しています。

しかし、帰国した5名以外の被害者については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否は不明のままとなっています。

国は、2006年（平成18年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方公共団体の責務としてこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとし、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と決めました。

今後、さらに人権啓発展等において啓発に努めていきます。

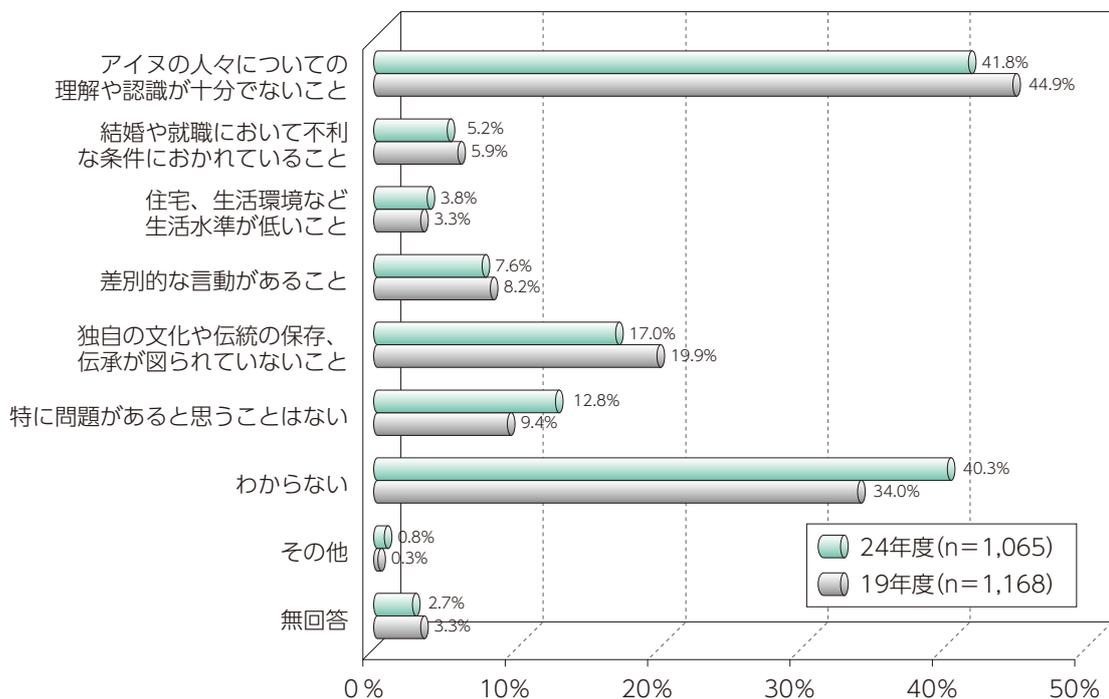
4) 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

県としては、その取締りを徹底し、被害者を発見した場合は適切な保護措置を講じ、被害者の支援を行っています。

■ アイヌの人々の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q アイヌの人々の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■ ホームレスの人権問題で、特に問題があると思うこと

Q ホームレスの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。

